

ガスとでんきのセット割引

(選択約款)

平成 29 年 6 月 1 日

伊奈都市ガス株式会社

目次

1. 用語の定義.....	2
2. 適用条件.....	2
3. 契約の成立.....	2
4. 料金.....	2
5. その他.....	2
附則	
1. 約款の実施期日.....	3
別表	
別表第1.....	3

ガスとでんきのセット割引

1. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1)「主契約」とは、この選択約款の対象となる別表第1に規定する約款に基づくガス使用契約をいいます。
- (2) その他の用語については、主契約のとおりといたします。

2. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たすお客さまに適用いたします。

- (1) 主契約として当社の認める契約（別表1）に基づく契約を締結すること。
- (2) 株式会社サイサンが小売販売を行う電力を当社の代理行為により、前項と同一契約場所で契約し、かつ、この選択約款の適用を希望されること。

3. 契約の成立

ガスとでんきのセット割引は、お客さまの申込を当社が承諾したときに成立いたします。

4. 料金

当社は、各料金算定期間の料金を、次の規定に基づき算定いたします。

- (1) ガスとでんきのセット割引額は、1主契約につき、次に定める金額といたします。
- (2) 各料金算定期間の主契約の料金は、別表第1に規定する約款によって算定された料金から、ガスとでんきのセット割引額を差し引いたものといたします。

1主契約につき	300.00円 (消費税相当額を含みます。)
---------	---------------------------

5. その他

その他の事項については、別表1の約款を適用いたします。

附則

1. 実勢の期日

この選択約款は平成29年6月1日から実施いたします。

別表

別表第1

主契約として当社が認める約款は、次のとおりといたします。

- ・ガス小売供給約款
- ・ガス暖房契約